

三重・ 名張事件



鈴木宗弁護団長

真犯人の存在示す新証拠

重要な段階を迎える、鈴木泉弁護団長に聞く

「自白」と矛盾

〈名張毒ぶどう酒事件〉 1961年3月、三重県名張市葛尾地区の公民館で開かれた生活改善クラブ「三奈の会」の懇親会で、ぶどう酒を飲んだ女性たちが倒れ、5人が死。警察・検察は、公民館にぶどう酒を運んだ奥西勝さん（当時36歳）を「自白」させ、奥西さんが公民館で一人になったときに、ぶどう酒の蓋を歯で開け、毒物（農薬・ニッカリンT）を混入し、女性らを殺害したとして起訴しました。裁判で奥西さんは無実を訴え、一審・津地裁判は無罪、二審・名古屋高裁は逆転死刑、最高裁の上告棄却で確定。第7次再審で再審開始決定が出ましたが、その後取り消され、現在、第10次の再審請求で、名古屋高裁判事1部で請求棄却され、その異議審を同高裁判事2部でたたかっています。

奥西さんは2015年、八王子医療刑務所で亡くなり（享年89歳）、現在、妹の岡美代子さんが再審請求人となっています。

三重・名張毒ぶどう酒事件は事件発生から60年が経過し、現在、名古屋高裁で第10次再審請求がたたかわれ、重要な段階を迎えています。裁判の現状について、鈴木泉弁護団長にお話を伺いました。

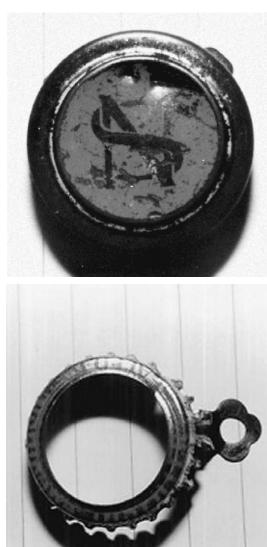
な新証拠として提出しているのが、澤渡千枝による鑑定（澤渡鑑定）です。

この鑑定は、本件はどう酒瓶の口に巻かれていた封緘紙に関する鑑定です。これを理解いたぐために、ふどう酒瓶について説明します。

その中の封緘紙大の裏面に付着している物質が何かを鑑定したのが澤渡鑑定です。封緘紙大の裏面の9つのポイントに赤外線を照射

事件後、この封緘紙が、現場公民館の囲炉裏の間周辺で、3つの断片（大きな紙片＝封緘紙大、小さな紙片、瓶口に若干残っていた紙片）として発見されました。

この外蓋の耳を抱くように赤い色のテープが巻かれていました。このテープが封緘紙（④）です。



審は、第7次の異議申立てでも、公民館にいた人たちの供述調書の開示を求めました。当時、弁護団は、封緘紙を破らなくても蓋を開けることができるといふ新証拠を出していったので、そうだとすれば懇親会の参加者たちが見たふどう酒瓶には封緘紙が巻かれていたことになります。そこで、参加者たちの供述調書の開示を求めたわけです。裁判長が弁護団の要求をうけ、検察

弁護団は、なぜ検官がウソを言ったのかをはっきりさせてほ
いと、裁判所に申し
れました。そこで裁判所が検察に証明を求めたところ、検察官は
当時その供述調書の在は分かっていたけれど、封緘紙が巻かれて
いたのかどうかの問題部分が存在するとの認識はなかった、と答
ました。そんなことす。

述調書がありまして開示されていま
第7次異議審を決して維持してい
思います。奥西さ
生きているうちに
開始・無罪となる悲惨な人生で終わ
とがなかつたん
——ほんとうで
検察の姿勢は許せん。最後に、裁判所は
進行について。

裁判は重要
迎えています。
んのいっそう
をお願いしま
ました。
—ありがと
ました。

ちば裁
に再審
よう求
思いま

し測定したところ、7つのポイントに、製造時に使われた糊（CMC糊）の上にPVAという物質（これは事件当時使われていた洗濯糊の主要な成分です）が塗られていることが明らかになりました。この事実は、真犯人が、本件がどう酒瓶の封緘紙をはがして蓋を開け、毒物を混入後、

——検察官の手持ち証拠の開示について。

これまで検察官も裁判所も証拠開示について消極的でした。澤渡鑑定をふまえ、弁護団は改めて検察の手持ち証拠の開示を求めました。その理由は、事件当時、公民館にいた30人以上の参加者

が、どう酒瓶を見て
いるわけですから、封
緘紙や玉冠がついてい
たのかなどについて、
何らかの供述をしてい
るところと考えたからです。
鹿野裁判長が改めて
検察官に同様の証拠に
ついて意見を求めたと
ころ、「懇親会に参加
した9人の供述調書が
ある。しかしそれは澤

う意見書を出してきました。結局、裁判長が促し開示されました。

検察の証拠隠し

官に参加者の調書があるかを文書で尋ねたところ、検察官は「知らない」と文書で回答しました。さきほど

——証拠開示によつて、検察がウソをついていたことが明らかになつたと聞きました

に巻かれていましたか」、答「私が見たとき
封緘紙が巻かれていた
あり得ません。「存在
しない」と回答したが
時の検察官は、決して
不注意で見落としたの
ではなく、これらの訴
証が再審開始につなが
る重要な証拠である事
とを十分理解して対応
していたのです。

した。この新証拠は、再審開始に直結するものですね。

再審開始へ直結

蓋をかぶせて、はがし
た封緘紙を洗濯糊で貼
り直したこと)を示すも
のです。

——この鑑定結果は有
罪判決とどう関係する
のでしょうか。

第1に、有罪判決
は、毒物を入れたのは
公民館だと認定しまし
たが、公民館で封緘紙
よりも前に、真犯人がぶ
どう酒瓶の封緘紙をは
がして蓋を開け、毒物
を入れた後に封緘紙を
貼り直したこと

です。第2に、鑑定結果が、有罪の決め手となつた奥西さんの「自白」と完全に矛盾することです。「自白」では、どう酒を公民館に運び、一人になつた機会に、囲炉裏にあつた火ばさみでどう酒瓶の外蓋を外した、その時に封緘紙は破れて

落ちた、しかし急いでいたのでそのまま放して、内蓋を歯で噛んで開けて、毒物をれ、内蓋だけ元に戻ったという内容です。たとえば奥西さんは「自由」には、封緘をはがして貼り直し等という供述は全くりません。

「あつた」と供述してきました。これらの供述調書は事件発生(3月28日)から間もない29日付、31日付で、当時犯人や犯行方法について何も分からぬ状況でしたので、何の判断もない時期の供述です。またこの内2通は、封緘紙が巻いてしまったか否かについてのみ、次のような問答式で書かれています。

このことは、当時の警察官が、公民館に運ばれた本件ぶどう酒瓶に封緘紙が巻かれていたかどうかに重大な関心を持って捜査したことのあらわれです。